

副

第20回黒潮町議会9月定例会会議録

平成29年9月8日 開会

平成29年9月20日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 9 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
9 月 8 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・
9 月 9 日	土	休 会	休 会
9 月 10 日	日	休 会	休 会
9 月 11 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
9 月 12 日	火	休 会	委員会
9 月 13 日	水	休 会	委員会
9 月 14 日	木	休 会	委員会
9 月 15 日	金	本会議	一般質問
9 月 16 日	土	休 会	休 会
9 月 17 日	日	休 会	休 会
9 月 18 日	月	休 会	休 会
9 月 19 日	火	本会議	一般質問
9 月 20 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会

黒潮町告示第 81 号

平成 29 年 9 月第 20 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 9 月 1 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- |     |   |                  |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 29 年 9 月 8 日  |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成29年9月8日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1番 坂本あや

2番 濱村博

議 事 日 程 第 1 号

平成 29 年 9 月 8 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 19 号から第 47 号まで

(提案理由の説明)

## ●町長から提出された議案

議案第 19 号	平成 28 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 20 号	平成 28 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 21 号	平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号	平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 23 号	平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 24 号	平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 25 号	平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 26 号	平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 27 号	平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 28 号	平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 29 号	平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 30 号	平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 31 号	平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第 32 号	黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 33 号	黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 34 号	黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 35 号	黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 36 号	平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 37 号	平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 38 号	平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 39 号	平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第 40 号	平成 29 年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の変更契約の締結について
議案第 41 号	黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の変更契約の締結について
議案第 42 号	町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結について
議案第 43 号	黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（拳ノ川分団）の物品売買契約の締結について
議案第 44 号	黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について
議案第 45 号	黒潮町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等について
議案第 46 号	黒潮町過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 47 号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

## ●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 30 号	日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書について
陳情第 31 号	『「協同労働の協同組合法」(仮称) 早期制定を求める意見書』採択のお願いについて

- 陳情第 32 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 陳情第 33 号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書について

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 9 月 8 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

ただ今から、平成 29 年 9 月第 20 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を始めます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしく願います。

諸般の報告をします。

本日は全員出席でございます。

初めに、報告第 11 号から第 13 号までが町長から、報告第 14 号から第 16 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付していますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理した陳情書は、議席に配付しました文書表のとおりです。

陳情第 30 号から第 32 号までを産業建設厚生常任委員会に、陳情第 33 号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配付をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成 29 年 9 月第 20 回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りましてありがとうございます。

本議会につきましても、真摯（しんし）な答弁に努めてまいりたいと思いますので、慎重なご審議をよろしくお願い致します。

それでは、6 月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査について、報告させていただきます。

本年 4 月 18 日に実施致しました全国学力・学習状況調査の結果が、8 月 28 日に公表をされました。

平成 19 年度に始まったこの調査は、全国悉皆調査としては 8 回目、抽出調査を合わせると 10 回目の調査となりました。

調査対象は小学校 6 年生と中学校 3 年生で、基礎・基本の A 問題と、思考力や判断力を問う B 問題で構成されております。

まず、黒潮町の小学校の平均正答率を全国平均と比較致しますと、国語 A 問題はマイナス 1.8 ポイント、B 問題がマイナス 5.5 ポイント、算数 A 問題はプラス 4.4 ポイント、B 問題がマイナス 3.9 ポイントとなっております、国語、算数ともに、特に B 問題に課題が残りました。

一方、中学校におきましては、国語の A 問題が 0.6 ポイント、B 問題が 0.8 ポイント、数学の A 問題が 2.4



ポイント、B問題は5.9ポイントと、すべてにおいて全国平均を上回っております。

このように、中学校は高知県が目標としている全国平均をすべてにおいて上回り、改善傾向が続いておりますが、小学校は昨年度に比べやや改善傾向は見られるものの、算数A以外は高知県平均を下回っており、引き続き課題の残る結果となりました。

また、教科別では、小中学校とも高知県同様、算数、数学の伸びは見られるものの、国語は前年度を下回る結果となり、対応を図る必要がございます。

各学校においては、今回の調査結果の内容を丁寧に分析し、一層の授業改善を図るとともに、単元テストや学習シートなどの積極的な活用、放課後等を活用した補充学習などに取り組むとともに、県教育委員会とも一層の連携を図り、学力向上に努めてまいります。

次に、中学生の海外派遣事業について報告させていただきます。

本年度の中学生海外派遣事業につきましては、8月15日から8月25日にかけて、ニュージーランド、ハミルトン市フェアフィールド中学校へ、男子2名、女子10名、学校別では、大方中学校7名、佐賀中学校5名の、生徒12名と引率4名の派遣団を派遣し、全員無事、帰町致しました。

フェアフィールド中学校では、先住民族であるマオリ族の儀式にのっとりた歓迎式の後、生徒たちはそれぞれのクラスに入りましたが、黒潮町の生徒たちは思った以上に臆（おく）することなく積極的に会話を交わし、不自由なくコミュニケーションが取れていると、報告いただいております。

ホストファミリーにも温かくお迎えいただき、どの家庭でも充実した日々を過ごしているようでございます。また、マオリ族やニュージーランドの文化に触れることにより、あらためて日本文化を考えさせられるなど、生徒それぞれが貴重な体験をすることができました。

また、引率者にとりましても、日本との教育環境や仕組みの違い、生徒たちの行動規範など学ぶべきことも多くあり、今後の教育行政を進めていく上で大きく参考になりました。

なお、今月28日から10月6日にかけて、フェアフィールド中学校から、生徒11名、引率教員3名、保護者1名が来町する予定であり、今度は黒潮町でのホームステイを通じて、さらに交流を深めてまいります。

次に、平成28年度普通会計決算の概要について報告させていただきます。

普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計および情報センター事業特別会計を合算し、会計間やその他の重複分を控除したものでございます。

平成28年度の決算額は、歳入115億5,941万2,000円、歳出112億7,025万9,000円で、前年度と比較し、歳入で19億1,444万7,000円、率にして19.8パーセント、歳出では、20億1,355万8,000円、率にして21.8パーセントの増となっております。

歳入歳出差引の形式収支は2億8,915万3,000円となっており、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は1億4,304万5,000円となりました。

歳出の内訳で見ますと、義務的経費は、国の年金生活者等支援臨時福祉給付金に伴う扶助費の増や、緊急防災・減災事業債の元金支払据置期間の終了に伴う公債費の増などにより、対前年度8,631万1,000円、率にして2.5パーセント増の、35億4,715万3,000円となっております。

投資的経費は、庁舎建設事業の建築工事の開始や、関連する防災広場や調整池等の整備、また、町内で最後となる佐賀地区津波避難タワーの整備などにより、対前年度19億3,408万2,000円、率にして96.5パーセント増の、39億3,911万6,000円となりました。

歳入の内訳は、一般財源では地方税が個人住民税や固定資産税の伸びにより、対前年度2,220万8,000円、率にして2.7パーセント増の8億3,499万円となったものの、普通交付税が国勢調査による人口減や、合併算

定替から一本算定への移行期間に入ったことなどにより、対前年度1億5,990万8,000円、率にして4.1パーセント減の37億8,550万3,000円となり、一般財源総額では1億4,387万円、2.6パーセント減の53億2,930万1,000円となっております。

特定財源は、事業の進ちょくなどに伴い、国庫支出金は対前年度4億3,941万3,000円の増、都道府県支出金は対前年度1億419万5,000円の増、地方債は14億4,747万9,000円の増などとなっております。特定財源総額では20億5,831万7,000円、率にして49.3パーセントの増の、62億3,011万1,000円となりました。

平成28年度決算額は、過去最高額でありました平成25年度決算額を大幅に更新するものとなりました。平成29年度も引き続き大型予算となっており、適切な財政運営のためにも慎重な業務管理が必要であると考えております。

次に、平成28年度決算に基づく健全化判断比率ならびに公営企業資金不足比率について報告させていただきます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、前年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、ならびに公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告させていただくものでございます。

町から議長あての2つの報告書、ならびに監査委員の審査意見書も事務局から配付されておりますので、併せてご確認をお願い致します。

まず、報告第11号の財政健全化判断比率のうち実質赤字比率でございます。

実質赤字比率とは、普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示したものとなりますが、実質収支は黒字ですので、なしとなります。

次に、連結実質赤字比率でございます。

連結実質赤字比率とは、すべての会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。国民健康保険事業のみ実質収支が赤字となりましたが、先ほどの普通会計、およびその他の特別会計の国民健康保険直診特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計を含めた実質収支は黒字となっておりますので、なしとなります。

次に、実質公債費比率でございます。

実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示したものでございます。

これまでに行ってまいりました繰上償還や地方交付税措置の有利な起債の借入の影響などにより、平成28年度決算では6.5パーセントとなっており、平成27年度決算から0.5パーセントの改善となっております。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率とは、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものでございます。

地方債現在高は増加しているものの、基金の増加や有利債の借り入れによる基準財政需要額算入公債費の増加などにより、平成28年度決算でもマイナス15.6パーセントとなっており、算定の数値はなしとなります。

以上、4つの指標ともに早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、本町の財政は健全であると言えます。

続きまして、報告第12号、公営企業会計の資金不足比率でございます。

資金不足比率とは、公営企業であります水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業

特別会計の事業規模に対する資金不足額の比率を示したものでございます。

いずれの会計につきましても、基準に基づき一般会計より繰り出しを行うことにより余剰金が発生しており、資金不足比率はなしとなっております。

次に、平成 29 年度の地方交付税の状況について報告させていただきます。

本町の一般会計歳入の約 40 パーセントを占める地方交付税のうち、普通交付税額が確定致しましたので報告させていただきます。

普通交付税の総額は 37 億 3,594 万円で、対前年度比 1.3 パーセント、額に致しまして 4,956 万 3,000 円の減となっております。また、普通交付税の振替分であります臨時財政対策債を合計した実質的な交付税額は 39 億 3,946 万 5,000 円となっており、対前年度 1.1 パーセント、額にしまして 4,459 万 8,000 円の減となりました。

平成 27 年度をもちまして合併算定替が終了し、平成 28 年度より段階的に一本算定へ移行しておりますが、その影響による減少は、本年度につきましては 7,208 万 6,000 円となっております。

次年度以降もさらに圧縮額は増していくため、一般財源確保に向けた取り組みの強化が必要であると考えております。

以上、報告させていただきます。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番、坂本あや君、2 番、濱村博君を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 13 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 9 月 20 日までの 13 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 19 号、平成 28 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 47 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成 29 年 9 月第 20 回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 19 号、平成 28 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 47 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまでの 29 議案で、内訳は、平成 28 年度の決算認定が 13 件、条例の一部改正が 3 件、条例の制定が 1 件、補正予算が 4 件、工事の請負契約の変更契約の締結が 3 件、物品の売買契約の締結が

1 件、指定管理者の指定が 1 件、特定の事務を取り扱う郵便局の指定 1 件、過疎地域自立促進計画の変更が 1 件、一部事務組合の規約の一部変更が 1 件の提案となっております。

まず、議案第 19 号、平成 28 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 20 号、平成 28 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 21 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 22 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 23 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 24 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 25 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 26 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 27 号、平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 28 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 29 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 30 号、平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

および、議案第 31 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてまでの 13 議案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案させていただくものでございます。

初めに、議案第 19 号、平成 28 年度黒潮町一般会計の決算の認定について説明させていただきます。

歳入決算額は、116 億 5,506 万 5,701 円で、対前年度比 19 億 4,371 万 1,902 円、率に致しまして 20.0 パーセントの増となっております。

歳出決算額は 113 億 6,685 万 8,431 円で、対前年度比 20 億 4,263 万 6,905 円、率に致しまして 21.9 パーセントの増となり、平成 18 年の黒潮町制施行後、最大の決算額となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は 2 億 8,820 万 7,270 円となり、このうち翌年度に繰り越す事業の財源は 1 億 4,610 万 8,000 円となっております。

また、実質収支額は 1 億 4,209 万 9,270 円となっており、この実質収支額から地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入額は 8,000 万円とし、基金への繰入額を差し引いた純然たる翌年度への繰越額は 6,209 万 9,270 円となりました。

歳入では、普通交付税が合併算定替から一本算定への移行期間に入ったことにより減少を始めており、一般財源総額は減となっておりますが、大型事業の実施などにより国庫支出金、県支出金、地方債はそれぞれ大幅な増となっております。

歳出では、義務的経費は、扶助費が国の施策の年金生活者等支援臨時福祉給付金により、公債費は緊急防災・減災事業債の据置期間の終了などにより増となっております。

投資的経費は、庁舎建設事業の本体工事の開始や、それに伴う都市防災推進事業、都市再生計画事業の実施、さらに佐賀保育所移転事業などにより、大幅な増となっております。

その他の経費は、各種事業の増加に伴う臨時職員賃金や委託料の増、ふるさと納税に伴う返礼品等の関連費用の増、高校生サミット運営経費の増があったものの、地域商品券発行委員会補助金や、積立金のうち、減債基金や建設推進基金、財政支援事業基金が前年度より減となっております。

内容的には、昨年に引き続き、健全な財政運営が図られたものとなっております。

しかしながら、将来への負担となります町債の借り入れは昨年度の約 2 倍と大きな額となっておりますので、今後も、より一層慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えています。

ちなみに、普通会計の平成 28 年度末の積立基金残高は 58 億 6,773 万 2,000 円、地方債残高は 135 億 5,498 万 4,000 円となっております。このうち、地方債残高は近年大型事業に取り組んできたことにより上昇傾向にあります。健全化判断比率の状況は、実質公債比率が 6.5 パーセント、将来負担比率も繰上償還により、マイナス 15.6 パーセントとなっております。

次に、議案第 20 号からの特別会計では、昨年に引き続き水道事業会計ほか 9 つの特別会計の決算で、一般会計からの繰入金に頼っている会計もございしますが、それぞれ実質収支額は黒字となっております。

しかしながら、国民健康保険事業特別会計は、単年度収支は黒字となったものの、これまでの累積赤字すべての解消には至っておらず、1 億 728 万円の歳入不足が生じたため、平成 28 年度も、歳入不足を平成 29 年度からの繰上充用をさせていただき決算となりました。

30 年度には、医療保険制度の財政基盤の安定化に向けて法改正を行い、保険者が都道府県化されることとなっております。制度内容を見極めるとともに、医療費の適正化に努めていかなければならないと考えています。

次に、議案第 32 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、ふるさと納税事務の内製化に伴い、返礼品提供事業者が出荷伝票作成事務を町に依頼する場合に手数料が発生することになりましたので、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 33 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月 2 日に公布され、平成 29 年 7 月 1 日から施行されることから、黒潮町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 34 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行規則、および特定教育・保育施設、および特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、支給認定時の手続きに関して、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 35 号、黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、南海トラフ地震等により発生する津波から、町民の生命および身体の安全を守るための避難施設として設置致しました 6 基の津波避難タワーの管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

平成 28 年度に佐賀津波避難タワーが設置されたことにより、計画された黒潮町内における津波避難タワーすべてが整備されたことにより、今回、制定させていただきものでございます。

次に、議案第 36 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 200 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 113 億 2,917 万 5,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、今回の補正予算の主な事業は、移住者の定住を図るための住宅改修促進事業費補助金 1,000 万円、マイナンバーカード等の記載事項充実に関するシステム改修費 1,026 万円、セキュリティ強化のための学校ネットワーク強靱化委託費 2,278 万 8,000 円の追加、イセエビの投石漁礁設置工事 1,000 万円などの追加補正をさせていただき、これらの歳出に対応するための歳入は、国、県支出金および町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整をさせていただいております。

次に、議案第 37 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,740 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額を 24 億 2,441 万円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、平成 28 年度の国民健康保険療養給付費等負担金、および療養給付費等交付金の額が確定したことによる返還金の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第 38 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 8,899 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 17 億 9,867 万 1,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修と、平成 28 年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴い、繰越金および基金積立金と、返還金の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第 39 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 169 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 3,906 万 6,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、蜷川クリーンセンターの細部のごみを除くための、自動微細目スクリーンの修繕費用によるものでございます。

次に、議案第 40 号、平成 29 年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の変更契約の締結について、説明させていただきます。

本工事につきましては、平成 29 年 5 月第 17 回黒潮町議会臨時会におきまして議決をいただきました、議案第 4 号、平成 29 年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の締結についての契約内容を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成 29 年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、変更した内容は、請負金額の増額分 1,455 万 5,160 円、変更前の金額は 7,367 万 7,600 円で、変更後の金額は 8,823 万 2,760 円となっております。

契約の相手方は、香川県高松市磨屋町（とぎやまち）4 番地の 3、愛知時計電機株式会社高松営業所、所長、吉田和幸でございます。

変更理由と致しましては、各端末へのルーターの追加、および 6 施設の電磁流量計の交換等による増額でございます。

次に、議案第 41 号、黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の変更契約の締結について、説明させていただきます。

本工事につきましては、平成 28 年 8 月第 10 回黒潮町議会臨時会におきまして議決をいただきました、議案第 24 号、黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の締結についての契約内容を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、黒潮町新庁舎建設工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、変更した内容は、請負金額の増額分 666 万 7,920 円、変更前の金額は 18 億 4,680 万円、契約後の金額は 18 億 5,346 万 7,920 円となっております。

契約の相手方は、飛島・山本特定建設工事共同企業体、神奈川県川崎市高津区坂戸 3 丁目 2 番 1 号、飛島建設株式会社、代表取締役、伊藤寛治でございます。

変更理由と致しましては、建築敷地までの電力、水道引き込みに伴う増額、および交通誘導員、仮囲い期間

短縮による減額によるものでございます。

次に、議案第 42 号、町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結について、説明させていただきます。

本工事につきましては、平成 29 年 1 月第 14 回黒潮町議会臨時会におきまして議決をいただきました、議案第 77 号、町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についての契約内容を変更したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、変更した内容は、請負金額の増額分 813 万 4,560 円、変更前の金額は 1 億 2,228 万 9,480 円、契約後の金額は 1 億 3,042 万 4,040 円となっております。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊与喜 43 番地 5、株式会社土居建設、代表取締役、土居三平でございます。

変更理由と致しましては、岩盤線の変更および防災広場のり面小段排水の追加に伴う増額によるものでございます。

次に、議案第 43 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（拳ノ川分団）の物品売買契約の締結について、説明させていただきます。

この物品売買につきましては、去る 8 月 28 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により動産の買入れについて物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、黒潮町消防団拳ノ川分団の小型動力ポンプ積載車両購入でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が 1,015 万 2,000 円、契約の相手方は、高知県高知市葛島 4 丁目 8 番 42 号、株式会社クロイワ、代表取締役、黒岩俊二でございます。

なお、この入札の指名業者数は町外業者 7 社で行いましたが、そのうち 1 社が辞退致しましたので、6 社で行われました。

次に、議案第 44 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について、説明させていただきます。

この施設につきましては、地場産業振興を図り地域住民の就労の場の確保を目的とし、指定管理者により菌茸類の生産および販売を行うとともに、施設および設備の維持管理を行い、施設の特性を生かしながら運営がなされるものと判断致しましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、高知県幡多郡黒潮町入野 2860 番地、株式会社拓新技術コンサルタント、代表取締役、松本英喜を指定管理者候補とし、期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとして選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 45 号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について、説明させていただきます。

本議案につきましては、新庁舎への移転に伴い、周辺地域住民の方々の利便性の低下を防ぐために、戸籍または除籍の諸証明、および住民票の写し、ならびに印鑑登録証明書の交付につきまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により、日本郵便株式会社大方郵便局を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 46 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更について、説明させていただきます。

この計画につきましては平成 28 年 3 月に策定しており、事業の追加と、一部の事業において内容などの変更を行う必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法および事務処理要綱に基づき、知事との協議を進

めてきたところです。

このたび、その協議が整いましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第47号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年4月1日から、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、地方自治法の規定に基づく市町村税等以外の債権、およびその付帯する債権に関する事務を追加することに伴い、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、この後、副町長ならびに担当課長に説明をさせますので、慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

補足説明を、会計管理者。

会計管理者（小橋智恵美君）

おはようございます。

それでは議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第30号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、各会計決算につきましてご説明致します。

これから説明に入りますが、全部で12会計と会計数が多くあることから、説明につきましては、各会計とも歳入歳出総括表を基に、主な決算内容についてご説明させていただきます。

それでは、議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

平成28年度歳入歳出決算書の1ページ目をお開きください。表紙を3枚めくっていただくと1ページになります。

歳入総額は116億5,506万5,701円、歳出総額は113億6,685万8,431円、差引残額は2億8,820万7,270円となっております。

このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金への繰入金を8,000万円と致しました。この結果、繰越明許費繰越額1億4,610万8,000円を含めた翌年度への繰越額は2億820万7,270円となっております。

次に、歳入の合計です。6ページ、7ページをお開きください。一番下の欄になります。

調定額117億3,376万7,994円に対しまして、収入済額が116億5,506万5,701円、不納欠損額は40万9,418円、収入未済額は7,829万2,875円となっております。

前年度と比べますと、収入済額は19億4,371万1,902円の増となり、不納欠損額は31万4,400円の減、収入未済額は4万8,148円の減となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明致します。2ページにお戻りください。

1款町税の状況です。概況として、たばこ税を除いた町税の状況は、調定額、収入済額共に現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で、前年度より増額となっております。

現年課税分の調定額は2,735万9,500円の増、また、現年課税分の収入済額は2,536万1,302円の増額となりました。この主な要因は、個人町民税、固定資産税および軽自動車税の増によるものです。

徴収率につきましては、全体で前年度と比べ0.2パーセント低下しております。

不納欠損額につきましては3万1,000円で、前年度と比べ3万1,000円の増となっております。



また、現年度滞納繰越分を合わせた収入未済額は、総額で5,434万8,796円で、前年度と比べ350万円余りの増となっております。

次に、10 款の地方交付税については、収入済額42億2,000万1,000円となっており、前年度と比べ1億2,929万4,000円の減となっております。

次のページ、4 ページ、5 ページをお開きください。

12 款分担金及び負担金につきまして、ご説明致します。

調定額2,684万7,085円に対しまして、収入済額2,372万6,255円、収入未済額は312万830円となっており、内容は滞納繰越分の保育料となっております。

次に、13 款使用料及び手数料について、ご説明を致します。

調定額4億524万3,437円に対し、収入済額3億8,836万8,378円、不納欠損額は5,500円、収入未済額は1,686万9,559円となっております。不納欠損額は町税督促手数料です。

また、収入未済額の主なものは、住宅使用料の1,537万109円です。

住宅使用料の収入未済額は、28 年度も、前年度に比べ170万円余りの減少となっております。

次に、14 款国庫支出金は、前年度と比べ4億3,695万、15 款県支出金につきましては1億200万円余りと、大型事業の実施などにより、それぞれ増額となっております。

続きまして、16 款財産収入については、収入済額1億5,519万8,690円と、昨年度に比べ8,480万円余り増加しております。これは、土地売払収入の増によるものです。

また、収入未済額は、土地貸付料の10万5,055円となっております。

続きまして、17 款寄附金ですが、収入済額は1億4,732万6,523円となっております。前年度と比べ1億1,500万円余り増加となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増額によるものです。

続きまして、18 款繰入金についてです。収入済額は6,757万9,943円となっております。主なものは、1 項基金繰入金で、防災対策加速化基金4,543万4,189円を繰り入れし、防災対策事業に充当しました。

続きまして、20 款諸収入です。調定額1億8,784万3,362円に対しまして、収入済額は1億8,399万4,727円、収入未済額は384万8,635円です。

次のページ、6 ページ、7 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入の収入未済額384万8,635円は、老人保健第三者納付金および滞納繰越分の学校給食費です。老人保健第三者納付金は、制度改正により国保連合会から移管されたものです。

また、給食費の収入未済額につきましては、前年度に比べ38万円余りの減額となっております。

次に、21 款町債です。収入済額29億9,066万円となっております。前年度に比べ14億4,747万9,000円の増となっております。これは、総務管理債が6億3,500万円、都市整備事業債が2億5,630万円、防災対策事業債が5億2,140万円増加したことが主な要因です。

町債の主なものとしては、総務管理債の8億1,530万円、防災対策事業債の12億2,610万円、都市整備事業債の3億890万円となっております。

以上が収入の主なものです。歳入に占める割合は、町税が7.1パーセント、地方交付税が36.2パーセント、国、県の支出金が18.7パーセント、町債が25.6パーセントとなっております。

詳細につきましては、13 ページ以降の歳入事項別明細書をご確認ください。

それでは次に、歳出についてご説明致します。10 ページ、11 ページをお開きください。

一番下の歳出合計欄をご覧ください。

予算現額150億4,206万3,000円に対し、支出済額113億6,685万8,431円、翌年度繰越額29億1,410万

1,000円、不用額7億6,110万3,569円となっております。

続きまして、主な歳出の状況をご説明致します。8ページ、9ページへお戻りください。

27年度決算と比較して、特に増減の大きかったものについてご説明致します。

まず、2款総務費です。支出済額は25億8,081万5,610円です。前年度に比べ5億1,290万円余りの増となっております。

その主な要因は、庁舎建設に伴う工事請負費の増によるものです。

次に、3款民生費です。支出済額23億5,073万5,056円となっております。前年度に比べ2億429万円余りの増となっております。

主な要因は、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付や、佐賀保育所建築に係る委託料や工事請負費によるものです。

次に、4款衛生費です。支出済額5億5,926万1,900円となっており、前年度と比べ3,280万円余り減少しております。

主な要因は、前年度、大方中央保育所等3施設に太陽光発電設備を設置しており、その工事が完了したことにより減となったものです。

次に、5款労働費です。支出済額は4,145万3,664円となっております。前年度に比べ526万円余りの増となっております。

主な要因は、臨時職員雇用賃金の増によるものです。

次に、6款農林水産業費です。支出済額5億6,528万8,787円となっており、前年度と比べ9,760万円余りの増となっております。

主な要因は、林業振興費および水産振興費の補助金の増によるものです。

次に、7款商工費です。支出済額1億2,096万9,688円となっております。前年度と比べ、2,960万円余りの減となっております。

主な要因は、産業振興費の補助金の減によるものです。

次に、8款土木費です。支出済額13億7,062万5,606円となっております。前年度と比べ、7億2,550万円余りの増となっております。

増加の主な要因は、道路新設改良費の工事請負費の増、都市環境整備事業費の工事請負費の増によるものです。

10ページ、11ページをご覧ください。

9款消防費です。支出済額17億7,505万561円となっております。前年度に比べ、6億3,480万円余りの増となっております。

主な要因は、津波避難タワー建設工事、避難道の整備工事など、防災関連工事費の増によるものです。

次に、10款教育費です。支出済額6億213万8,602円となっております。前年度と比べ、3,450万円余りの減となっております。

主な要因は、田ノ口小学校屋内運動場の耐震補強改修工事の完了によるものです。

次に、11款災害復旧費です。支出済額7,330万8,009円となっております。前年度と比べ、5,750万円余りの減となっております。これは、公共土木施設等の現年発生災害復旧工事などの減少によるものです。

次に、12款公債費です。支出済額12億5,174万2,345円となっております。前年度と比べ、2,250万円余りの増となっております。

続きまして、不用額についてご説明を致します。11ページの不用額合計欄をご覧ください。

総額で7億6,110万3,569円、予算現額に対する不用額の比率は5.1パーセントであり、前年度と比べ1億8,707万3,095円の増となっております。

不用額につきましては、予算執行の過程で、経費の節減や効率的な事業執行によって発生したもののほか、事業未執行の結果などで発生するものです。

不用額の主なもの、特に大きなもの2件についてご説明致します。10ページ、11ページをご覧ください。

まず、最も多いのが9款消防費です。不用額は3億4,176万6,439円となっております。前年度と比べると、1億5,500万円余りの増となっております。

不用額の主なものは、4目防災費の15節、2億6,044万5,892円で、平成27年度から繰り越しとなっていた避難道の整備工事の計画変更などによるものです。

8、9ページにお戻りください。

次に多いのが、2款総務費です。不用額は1億9,063万1,390円となっており、前年度と比較すると3,300万円余り増加しています。

不用額の主なものは、13目庁舎建設費、15節の4,799万2,280円で、庁舎建設の実施積算および入札による工事費の減額によるものです。

それでは、予備費充当についてご説明致します。240ページをお開きください。

13款予備費です。予算額1,001万1,000円に対し、予備費充当額は、24件で835万円です。

詳細につきましては、241ページの備考欄に記載のとおりです。

以上、一般会計の歳入、歳出について、ご説明をさせていただきました。

その他、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書および業務執行報告書によりご確認をお願い致します。

それでは、続きまして特別会計についてご説明致します。243ページをお開きください。クリーム色の用紙の次のページになります。

議案第20号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額524万9,828円、歳出総額438万372円、差引残額、翌年度繰越額とも86万9,456円となっております。

本事業会計は、住宅の新築等に要する資金の貸付事業会計です。貸付事業は既に完了しており、新規貸付がないため、現在は貸付金の回収のみとなっております。

収入未済額は8,569万2,895円となっております。前年度に比べ169万円余り減少しております。

次に、261ページをお開きください。青色の用紙の次のページになります。

議案第21号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額1,817万7,013円、歳出総額1,817万5,626円、差引残額、翌年度繰越額とも1,387円となっております。

次に、歳入の状況です。次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額2,528万4,813円に対しまして、収入済額1,817万7,013円、収入未済額は710万7,800円となっております。

主な歳入は、3款諸収入です。これは貸付者からの返還金になります。調定額2,424万4,800円に対しまして、収入済額1,713万7,000円、収入未済額は前年度に比べ296万7,000円増加しています。

次に、歳出です。264ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額1,938万5,000円に対しまして、支出済額1,817万5,626円、不用額は120万9,374

円となっております。

主な歳出は、1款1項の育英事業費の1,680万741円です。この育英事業費のうち、28年度の奨学資金貸付金は1,676万円です。

貸付者の内訳は、大学生、専門学校生39人、高校生12人の、計51人となっております。前年度に比べ、大学生、専門学校生は4人減、高校生は2人増となっております。

次に、277ページをお開きください。クリーム色の用紙の次のページになります。

議案第22号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額、歳出総額共に同額の14億8,578万6,349円となっており、前年度に比べ2,230万円余りの減となっております。

この特別会計は、水道事業会計を除く各会計に予算計上された、特別職、一般職のPersonnel費を一括で処理しております。

次に、291ページをお開きください。黄色の次のページになります。

議案第23号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額22億2,499万2,996円、歳出総額23億3,227万3,098円、歳入不足額は1億728万102円です。

歳入不足額につきましては、翌年度より歳入繰上充用金で不足額を補っております。

次のページ、292ページをご覧ください。

歳入合計は、調定額22億8,949万4,064円に対しまして、収入済額は22億2,499万2,996円、収入未済額6,450万1,068円となっております。

次に、主な歳入の状況をご説明します。

1款の国民健康保険税につきましては、調定額3億8,668万1,174円に対しまして、収入済額は3億2,267万1,016円、前年度と比べ900万円余りの増となっております。

収入未済額につきましては、6,401万158円です。前年度と比べ4万5,000円余りの増となりました。

また、9款の繰入金収入済額は2億4,659万788円となっており、前年度と比べ818万円余りの増となっております。

次に、歳出です。296ページをお開きください。

歳出合計です。予算現額25億6,737万8,000円に対しまして、支出済額23億3,227万3,098円、不用額は2億3,510万4,902円となっております。歳出総額は前年度に比べ1億240万4,744円の減となっております。

続きまして、主な歳出の状況についてご説明致します。294ページにお戻りください。

主な歳出は2款の保険給付費です。支出済額12億7,249万1,559円となっております。前年度に比べると6,240万円余りの減となっております。

国保の年間平均被保険者数は、平成26年度4,187人、平成27年度4,030人、平成28年度は3,855人と、年々減少しています。

一人当たりの費用額につきましては、平成26年度が37万7,191円、平成27年度は39万2,294円と増加しておりましたが、平成28年度は39万78円と、少し減少しております。

次に、337ページをお開きください。ピンク色の用紙の次のページになります。

議案第24号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額4,746万4,389円、歳出総額4,725万1,432円、差引残額は21万2,957円となっております。

次のページ、338、339 ページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額4,746万4,389円に対しまして、収入済額は4,746万4,389円、不納欠損額、収入未済額、共にありません。

歳入の主なものは、1 款の診療収入です。収入済額2,232万4,295円。前年度に比べ、100万2,160円の減となっております。

5 款の一般会計からの繰入金2,150万円は、昨年度より1,000万円余り減少しています。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

歳出の合計です。予算現額5,333万円に対し、支出済額4,725万1,432円、不用額607万8,568円となっております。

次に、361 ページをお開きください。オレンジ色の次のページになります。

議案第25号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額16億5,180万3,340円、歳出総額15億6,495万2,892円、差引残額8,685万448円となっております。

次のページをご覧ください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額16億7,074万3,773円に対しまして、収入済額は16億5,180万3,340円、不納欠損額はゼロ、収入未済額は1,894万433円となっております。

主な歳入の状況は、1 款保険料の調定額3億1,766万5,343円に対しまして、収入済額は2億9,903万310円。不納欠損額ゼロ、収入未済額は1,863万5,033円となっておりますが、平成28年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額5万7,300円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は1,869万2,333円となります。

収入未済額につきましては、前年度に比べ218万円余りの増加となっております。

7 款、介護給付費の町負担分や事務費等の一般会計からの繰入金は、2億3,380万9,935円となっております。

次に、歳出です。次のページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額16億7,285万4,000円に対し、支出済額15億6,495万2,892円、不用額は1億790万1,108円となっております。

歳出の主なものは、2 款保険給付費です。支出済額14億4,483万2,040円となっております。これは、前年度と比べ1億1,138万1,516円の減額となっております。

平成28年度の介護サービス利用者は、年間延べ8,388人で、前年度と同じ人数となっております。

次に、405 ページをお開きください。びわ色の用紙の次のページになります。

議案第26号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額1,599万7,834円、歳出総額1,599万7,022円、差引残額812円となっております。

本会計は、介護保険の予防給付の対象となる、要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるように運営しているもので、収入未済額はありません。

平成28年度末の要支援認定者数は110人、利用契約者数は43人となっております。

次に、421 ページをお開きください。若竹色の用紙の次のページになります。

議案第27号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額3,836万3,144円、歳出総額3,778万4,284円、差引残額57万8,860円となっております。

平成28年度の新規加入は1戸で、平成28年度末の加入世帯数は151戸となっております。

使用料及び手数料の収入未済額は11万7,660円となっており、昨年度より1万360円減少しております。

次に、439 ページをお開きください。藤色の用紙の次のページになります。

議案第28号、平成28年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額612万9,666円、歳出総額611万1,087円、差引残額1万8,579円となっております。

平成28年度の加入戸数は、前年度と同じ23戸です。使用料及び手数料の収入未済額はありません。

次に、457 ページをお開きください。空色の用紙の次のページになります。

議案第29号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

本事業会計は、平成20年度から始まった75歳以上の方々の医療保険を運営するものです。

歳入総額1億8,954万7,338円、歳出総額1億8,313万6,038円、差引残額641万1,300円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者医療保険料で、調定額1億1,069万3,800円に対しまして、収入済額は1億1,050万3,200円となっております。

収入未済額は19万600円となっておりますが、平成28年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額25万8,700円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は44万9,300円となります。

4款繰入金につきましては、事務費に係る費用や、保険料軽減措置を行った保険料について一般会計から繰り入れるもので、収入済額は7,257万2,887円、前年度と比べ348万6,302円の増となっております。

次に、歳出の状況です。次のページをお開きください。

歳出合計は、予算現額1億8,622万5,000円に対し、支出済額は1億8,313万6,038円、不用額は308万8,962円となっております。

歳出の主なものは、2款の後期高齢者医療広域連合納付金です。

次に、479 ページをお開きください。黄緑色の用紙の次のページになります。

議案第30号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

それでは、決算状況です。

歳入総額2億6,941万3,591円、歳出総額2億6,933万9,239円、差引残額7万4,352円となっております。

次のページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額2億6,985万9,651円に対して、収入済額2億6,941万3,591円です。

歳入の主なものとしては、1款の使用料及び加入金等です。収入済額は9,131万240円となっており、昨年度より400万円余り増加しております。

収入未済額は、前年度と比べ6万5,410円減少し、44万6,060円となっております。

2款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1億5,290万円と基金からの繰入金1,745万1,000円で、合計で1億7,035万1,000円となっており、昨年度より440万円減少しております。

次のページをお開きください。歳出の状況です。

歳出合計は、予算現額2億7,726万5,000円に対し、支出済額2億6,933万9,239円、不用額は792万5,761円となっております。

情報センター事業の加入状況は、平成29年3月末現在で、告知端末が、13世帯増加し4,892世帯で加入率97.1パーセント、ケーブルテレビが、65世帯増加し2,243世帯で加入率44.5パーセント、インターネット加入が、103世帯増加し1,341世帯で加入率26.6パーセントとなっております。

以上が、各会計の決算状況です。

499 ページ以降は財産に関する調書となっております。この財産に関する調書につきましては、ご確認をお願い致します。

以上、給与等集中処理特別会計を除きました 11 会計の歳入決算額の総額は 161 億 2,220 万 4,840 円、歳出決算額の総額は 158 億 4,625 万 9,521 円となっております。

これで、議案第 19 号から議案第 30 号までの、各会計の決算についてのご説明を終わります。

ご審議よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 31 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 14 ページでございます。

水道事業特別会計決算書、表紙の次にあります目次をお開きください。

1 ページは平成 28 年度黒潮町水道事業決算報告書、14 ページからは平成 28 年度黒潮町水道事業報告書でございます。

決算報告書と事業報告書に分けていますので、まず、事業報告書の方からご説明をさせていただきます。

14 ページをお開きください。

ここには、平成 28 年度黒潮町水道事業報告書と致しまして、1、概要、カッコ 1 に総括事項を記載をしておりますので、読み上げましてご説明をさせていただきます。

なお、この概要をまとめたものが、16 ページのカッコ 1、業務の概要でございますので、そちらの数値も併せましてご覧いただきたいと存じます。

まず、マル 1 の利用状況についてでございますが。

平成 28 年度における年間配水量は 174 万 3,992 立方メートルで、対前年度比 0.4 パーセントの減少、年間給水量は 139 万 9,331 立方メートルで、対前年度比 0.5 パーセントの減少となりました。

主な要因としましては、給水人口の減によるものと考えられます。

次に、マル 2 の経営収支の状況でございます。

当年度の決算状況は、営業収益 1 億 6,898 万 3,271 円で、対前年度比 0.6 パーセントの減額、営業外収益 5,165 万 8,182 円で、対前年度比 2.6 パーセントの減額となっております。

この要因と致しましては、定期預金利息および長期前受金の減によるものでございます。

他会計繰入金は 601 万 9,920 円で、対前年度比 2.7 パーセントの減額となり、合計の事業収益につきましては 2 億 2,666 万 1,373 円で、対前年度比 1.1 パーセントの減収となりました。

次に、営業費用につきましては 1 億 9,715 万 1,225 円で、対前年度比 1.5 パーセントの減額、営業外費用、特別損失を含みます金額は 2,826 万 6,915 円で、対前年度比 6.4 パーセントの減額となっております。

合計の事業費用につきましては 2 億 2,541 万 8,140 円で、対前年度比 2.2 パーセントの減額となりました。

当年度は事業収益が減収となっておりますが、人件費および修繕費の減によりまして、損益計算におきましては 124 万 3,233 円の純利益を生じております。

なお、この損益計算書につきましては 4 ページから 5 ページに記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次に、マル 3 の建設改良事業の状況でございます。

主な事業としましては、大方上水道基幹配水管新設工事、および県道、町道の改良工事に伴います配水管移設工事、ならびに佐賀簡水基幹管路更新工事等でございます。

なお、この工事内容につきましては、20 ページから 21 ページにかけて記載をしております。

次に、22 ページをお開きください。

ここには会計の状況を表しています。下段のカッコ 3 に、28 年度末の企業債残高を記載をしております。

この表から、期首残高は 14 億 7,484 万 6,796 円、当年度の借入金 が 8,410 万円、当年度の償還金が 8,574 万 765 円で、29 年の 3 月期末の企業債残高につきましては 14 億 7,320 万 6,031 円となり、35 ページの企業債明細書の未償還残高と同額となっております。

続きまして、決算報告書のご説明を致します。恐れ入ります、1 ページをお開きください。

決算報告書、カッコ 1 の収益的収入及び支出につきましては、水道料金等の事業収入でございまして、施設の運転や維持管理など、日々の事業運営のための経費を掲げておりまして、予算上では 3 条予算として整理をされているものでございます。

まず、収入では予算額の合計 2 億 6,012 万 7,000 円に対しまして 2 億 4,014 万 3,065 円で、予算額に比べまして 1,998 万 3,935 円の減収となっております。

2 ページの支出では、予算額の合計 2 億 5,582 万 8,000 円に対しまして 2 億 3,244 万 1,800 円で、不用額が 2,338 万 6,200 円となっております。

3 ページには、カッコ 2 の資本的収入及び支出の決算状況を表しております。

この収支決算では、3 ページ下段の欄外に記載をしていますが、資本的収入額 1 億 3,534 万 4,039 円に対しまして資本的支出額 2 億 1,515 万 4,757 円となっておりますので、不足額 7,981 万 718 円につきましては、当年度分の消費税および地方消費税資本的収支調整額、ならびに損益勘定留保資金にて補てんをしております。

次に、財務諸表についてご説明を致します。4 ページから 5 ページをお開きください。

損益計算書につきましては、会計期間における経営成績を表すものでございまして、先ほどご説明を致しました 14 ページのマル 2 の経営収支の状況でご説明したとおりでございます。

なお、この明細につきましては 26 ページからの収益費用明細書に記載をしておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

次に、6 ページをお開きください。

ここには、貸借対照表、バランスシートの方を記載をしておりますので、ご説明を致します。

これは、期末時点におけます企業の財政状態を明らかにするために作成するものでございまして、平成 29 年の 3 月 31 日時点の財政状況を表しています。

6 ページの資産の部、1 の固定資産では、縦に 3 列数字が並んでおりますが、中央の数字が帳簿の価格でございまして、7 ページの 1 行目の数字がこの帳簿価格の合計であります。29 億 3,137 万 5,585 円でございます。

7 ページの、2 の流動資産の合計につきましては 4 億 364 万 210 円でございます。

なお、流動資産のカッコ 2、未収金につきましては、3 月分の水道料金、および佐賀簡水の生活基盤近代化事業に伴います国庫補助金、ならびに一般会計からの繰入金等があり、9,398 万 1,193 円となっております。

また、水道料金滞納額で回収不能見込額 1,380 万 8,084 円を貸倒引当金として計上を致しました。

資産合計としましては、33 億 3,501 万 5,795 円となります。

その次の、負債及び資本につきましては、これまでの資産がどのような形で調達をされたかを表しているもので、負債の部では、8 ページの下段のとおり、負債の合計が 26 億 5,363 万 974 円となっております。

資本の部では、9 ページの下から 2 行目、資本合計が 6 億 8,138 万 4,821 円となり、負債と資本の合計額は



33億3,501万5,795円となりまして、7ページの資産合計の金額と合致をしておりますので、バランスが取れているということになります。

次に、10ページをお開きください。

剰余金の計算書を添付しておりますので、ご確認をお願い致します。

次年度への繰越利益剰余金は1億1,349万7,769円となっております。

次に、32ページをお開きください。

32ページから35ページには企業債の明細書ということで、上水と簡水、それぞれ借入先と借入額、そして未償還残高等を明記しております。

35ページの未償還残高の総合計14億7,320万6,031円につきましては、7ページの貸借対照表の固定流動負債の企業債合計と合致をしておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

そして、最後36ページには、固定資産明細書を添付しております。

この表の右下の額の、年度末償却未済額の合計29億3,137万5,585円は、7ページの貸借対照表の固定資産合計額、いわゆる帳簿価格と合致をしておりますので、それぞれご確認をお願い致します。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

ここで、10時40分まで休憩致します。

休 憩 10時 27分

再 開 10時 40分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お静かにお願いします。

議案第32号、産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは議案第32号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。

議案書の15ページおよび16ページをご覧ください。

今回の条例改正につきましては、ふるさと納税事務の内製化に伴い、返礼品提供事業者が出荷伝票作成事務を町に依頼する場合の手数料を定めるものでございます。

改正内容について説明を致します。参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表でございます。第2条、第3条で規定する別表でございます。

右側、改正後案の最下段にあります、ふるさと納税出荷伝票作成1件につき100円を追加するものでございます。

なお、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

議案第33号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第33号の黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は17ページからになります。

改正理由は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成29年法律第

52号が平成29年6月2日に公布され、平成29年7月1日から施行されることから、黒潮町介護保険条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の2ページをお開きください。

第2条第2項は、法制執務上の正しい表記の仕方に改めるものです。

第15条は、保険料に関する申告について、介護保険法の改正において、第2号被保険者の配偶者や世帯構成員について質問検査権が及ぶこととなる内容が盛り込まれたことにより、第1号被保険者と第2号被保険者を区分する必要がなくなったため、第1号被保険者を被保険者に改めるものです。

附則により、施行期日を公布の日からとしています。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続いて議案第34号について、教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第34号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は19ページになります。

この条例改正は、子ども・子育て支援法施行規則および特定教育・保育施設、および特定地域型保育事業の運営に関する基準が平成29年3月31日改正になったことに伴い、支給認定時の手続きに関して、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正するものです。

新旧対照表にてご説明を致します。参考資料3ページをお開きください。

改正内容は、第9条、受給資格等の確認に関して、改正後案の下線部分を追記するものでございます。

これは、これまで保育所入所世帯に対して支給認定証を交付しなければならないことになっていましたが、今後は必要に応じて交付することができるようにするためのものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続いて議案第35号について、情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは議案第35号、黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は21ページ、条例は22ページ、23ページをご覧ください。

本条例は、南海トラフ地震等により発生する津波から町民の生命および身体を守るための避難施設として津波避難タワーを設置し、管理に関し必要な事項を定めるものであります。

町内の6地区で津波避難タワーの建設を計画し、平成28年度末に全タワーの建設が完了致しました。

設置されたことによりまして、今後、タワーの使用や管理について地域との協議を予定しており、町としての基本的な考えを明確にするものでございます。

この条例は、交付の日からの施行としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続きまして議案第36号、副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第36号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。1ページをお開きください。

一般会計補正予算第2号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億200万1,000円を追加し、総額をそれぞれ113億2,917万5,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の変更を行ってございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。16ページをお開きください。

主立った事業につきましてご説明を致したいというふうに思いますので、ご了承をいただきたいと思えます。

まず、2款1項6目の企画費、19節負担金補助及び交付金の住宅改修促進事業費補助金1,000万円の追加につきましてでございます。

移住者の定住に向けまして、1件50万円の改修補助を20件分を追加計上を致しております。

次に、11目情報化推進費の13節委託料は、マイナンバーカードの記載事項の充実に関するシステム改修1,026万円の追加と、17ページになります、セキュリティ強化のための学校ネットワーク強靱化委託2,278万8,000円の追加が主なものでございます。

13目庁舎建設費、13節委託料につきましては、新庁舎移転に伴います、高知県防災行政無線新庁舎移設委託437万4,000円を計上致しております。

次に、18ページになります。

3款1項1目、社会福祉総務費、13節委託料の我が事・丸ごと推進事業委託業務300万円の追加につきましては、厚生省のモデル事業を活用することによりまして、社会福祉協議会への委託料に臨時賃金等の費用を追加致しまして、現在行っております地域福祉活動や、在宅福祉サービス等の事業の拡充を図るものでございます。この事業の活用によりまして、国庫補助金約900万円の交付を受けまして、一般財源を897万円圧縮することができております。

19ページになります。

7目障がい者自立支援費、13節委託料の地域生活支援事業委託215万5,000円の追加は、福祉介護職員の報酬改定などの制度改正に伴う、障がい者自立支援のシステム改修によるものでございます。

2項1目、老人福祉総務費、28節繰出金の介護保険特別会計繰出金181万1,000円の追加につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の追加によるものでございます。

3項1目、児童福祉総務費につきましては、虐待予防コーディネーターの勤務体系が、児童福祉法等の改正によりまして有資格職員の配置となりまして、日々雇用の臨時職員より非常勤職員への切り替えを行うために、1節報酬を108万5,000円増額しまして、7節賃金を減額しているところでございます。

20ページになります。

6款1項3目、農業振興費、19節負担金補助及び交付金の中山間農業複合経営拠点事業補助金233万円の追加につきましては、トラクターや堆肥散布機を農業公社に導入することによりまして、複合拠点化を図るものでございます。

また、中山間地域等直接支払交付金430万円の追加につきましては、対象農用地の拡大によるものでございます。

5目農地費、28節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金169万6,000円の追加につきましては、蜷川クリーンセンターの細部のゴミを除くための、自動微細目スクリーン等の修繕費用によるものでございます。

2項2目、林業振興費、19節負担金補助及び交付金の白浜地区治山災害防止水路補修工事負担金400万円の追加につきましては、くろしお鉄道への負担金となつてございます。

また、シカ捕獲推進事業費補助金160万円の追加につきましては、わなの購入補助80件分となつてございます。

3 項になります。3 項水産業費、21 ページになりますが、2 目水産業振興費、13 節委託料の投石漁礁調査業務委託 130 万円、および 15 節の工事請負費の追加につきましては、鉄鋼スラグ製品によるイセエビの投石漁礁の費用対効果実証のための安定計算等の委託費用と、設置工事費を計上しているところでございます。

7 款 1 項 2 目、商工振興費、11 節需用費の修繕料 142 万 8,000 円の追加につきましては、ピオス大方のトイレ修繕など、商工施設の緊急な修繕に対応するため追加計上をしてございます。

15 節工事請負費の共同作業場改修工事 400 万円の追加につきましては、長瀬地区縫製工場の倉庫増築につきまして、当初設計には製品を濡らさないための、ひさし部分の設計が加味されていなかったため、今回、追加補正を行うものでございます。

8 款 2 項ですが、22 ページに移ります。

1 目道路橋梁維持費、11 節需用費の修繕料 100 万円の追加につきましては、これまでの豪雨などによりまして、崩土撤去、支障木の伐採などに既決分を支出しているため、さらに追加をし、維持管理および台風等に備えるものでございます。

3 項河川費、6 項住宅費の修繕料につきましても、同様なものでございます。

9 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費の 15 節工事請負費の防火水槽設置費 100 万円の追加につきましては、拳ノ川地区において設置場所の変更があったための増額となっております。

4 目防災費、15 節工事請負費と、18 節備品購入費の避難所環境整備事業 100 万円のそれぞれの追加につきましては、避難所運営マニュアルを作成しております集会所などに対応するもので、当初予定額の不足分に対応するものでございます。

23 ページ。

10 款 1 項 2 目、事務局費の、15 節工事請負費の小学校空き教室改修工事 117 万 1,000 円の追加につきましては、放課後子ども教室の開設につきまして、当初設計には入り口のひさしを木造とする予定でございましたが、消防法等によりまして耐火の基準を満たす必要となったことから、今回、追加補正を行うものでございます。

5 項 1 目、保健体育総務費、7 節賃金のスポーツ団体送迎バス運転手 17 万 2,000 円と、14 節使用料及び賃借料の西南大規模公園施設使用料 17 万円の追加につきましては、小額ではありますが、下田の口運動公園に人工芝が敷設されたことによりまして、佐賀地域の少年スポーツ団体に利用をしていただくための経費を計上致しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものについて説明をさせていただきます。

まず、10 款地方交付税 6,406 万円の減額につきましては、普通交付税の額の確定によるものでございます。減額の内容につきましては、算出根拠となります基準財政需要額の高齢者保健福祉費などの毎年変更となっております基礎的な単価を表す単位費用が、見込みより減額となったものでございます。

14 款国庫支出金、および 15 款県支出金につきましては、説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、14 ページ。

18 款繰入金の財政調整基金繰入金 4,465 万 1,000 円の増額につきましては、収支の調整を行うものでございます。

新しいまちづくり基金繰入金 437 万 4,000 円の増額につきましては、高知県防災行政無線新庁舎移設委託に充当するものでございます。

15 ページ。

19 款繰越金 5,209 万 9,000 円の増額につきましては、28 年度決算における繰越金を見積もってございます。

21 款町債につきましては、説明欄の記載のとおり 3,572 万 5,000 円の追加をするものでございます。

歳入は終わりました、次に 9 ページに戻っていただきまして、第 2 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整を致しまして、補正前の限度額 11 億 4,180 万円を、補正後は 11 億 7,752 万 5,000 円とするものでございます。

その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 15 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 36 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続きまして、議案第 37 号、住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは私の方から、議案第 37 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。予算書は、この黄色の予算書をお願い致します。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額に歳入歳出それぞれ 1,740 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 24 億 2,441 万円とするものです。

主な補正内容は、平成 28 年度国民健康保険療養給付費等負担金の額が確定したことによる返還金と、平成 28 年度退職者医療の療養給付費等交付金の額が確定したことによる返還金となっております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。9 ページをお開きください。

11 款 1 項 5 目、諸支出金、国庫返還金、23 節償還金利子及び割引料のうち、療養給付費等負担金返還金 1,144 万 9,000 円は、平成 28 年度に概算で国から交付を受けていました療養給付費等負担金が確定したことにより、その負担金が多く交付されていたので、返還金を計上致しました。

同じく、特定健診等返還金 64 万 8,000 円につきましても、平成 28 年度に概算で国から交付を受けていました特定健診等負担金が確定したことにより、その負担金が多く交付されていたので、返還金を計上致しました。

次に、11 款 1 項 6 目、県返還金、23 節償還金利子及び割引料の特定健診等返還金 64 万 8,000 円につきましても、平成 28 年度に概算で県から交付を受けていました特定健診等負担金が確定したことにより、その負担金が多く交付されていたので、返還金を計上致しました。

次に、11 款 1 項 7 目、社会保険診療報酬支払基金返還金、23 節償還金利子及び割引料の療養給付費等交付金返還金の 466 万 2,000 円は、平成 28 年度に概算で交付を受けていました退職者医療の療養給付費等交付金が確定したことにより、多く交付されていた交付金の精算をするための返還金です。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 8 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目、財政調整交付金を療養給付費等負担金返還金などに充てる財源と致しまして、同額の 1,740 万 7,000 円を補正しております。

以上で、議案第 37 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続いて議案第 38 号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは議案第 38 号の、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙の予算書に基づき説明をさせていただきます。これになります。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ 8,899 万 1,000 円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 17 億 9,867 万 1,000 円とするものです。

補正の理由は、介護保険制度改正に伴うシステム改修と、平成 28 年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰越金および基金積立金と、返還金の計上を行うことが主な要因となります。

まず、歳出から説明させていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費につきましては、介護保険制度改正に伴い高額介護サービスの限度額アップにより、システム改修委託料として 214 万 1,000 円を増額して計上しております。

次に、5 款基金積立金の 3,817 万 3,000 円の増額補正は、平成 28 年度の決算額の確定に伴い、基金への積立金を計上しております。

7 款 1 項 2 目、償還金の 4,867 万 7,000 円の補正につきましては、前年度の実績額の確定に伴い、概算額で交付を受けた負担金等を返還する補正となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

3 款国庫支出金の 2 項 4 目、介護保険事業費補助金の 33 万円につきましては、歳出で説明しました介護保険制度改正に伴うシステム改修の費用に対する補助金を計上しております。

同時に、一般会計から繰り入れを行う 7 款繰入金で、町の負担率に応じた金額と差額を調整して 181 万 1,000 円の増額を計上しております。

8 款繰越金の 8,685 万円の補正は、前年度からの繰越額の確定に伴い計上を行うものです。

以上で、議案第 38 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続いて議案第 39 号について、農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第 39 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書の方は 27 ページ、また予算書につきましては、緑色の予算書の 1 ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 169 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 3,906 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正は、町内農業集落排水施設 2 施設のうち、蜷川地区の農業集落排水処理施設である蜷川クリーンセンター内の自動微細目スクリーンを修繕するものです。

流量調整設備内にある自動微細目スクリーンは、排水処理設備の前処理として細部のごみなどを除去し、後段の曝気（ばっき）槽やポンプ等の機能低下を防止するための機器であります。根本的な修繕が必要となったため、早急に修繕を行うものです。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。7 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

1 目農業集落排水維持費の 11 節需用費 169 万 6,000 円は、自動微細目スクリーンの修繕のための修繕料を計上しております。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。6 ページの事項別明細書へお戻りください。

1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金 169 万 6,000 円は、自動微細目スクリーンの修繕料を一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

続きまして議案第 40 号について、建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは議案第 40 号、平成 29 年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の変更契約の締結について、補足説明を致します。議案書は 28 ページでございます。また、参考資料は 4 ページから 7 ページでございます。

詳細につきまして、参考資料によりご説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。

町内 23 水道施設の通信端末装置より、黒潮町光ネットワークサービスの光回線を使用しまして、本庁舎および佐賀支所ならびに拳ノ川保健センターのサーバーにデータを伝送を致します、中央監視装置システムの概要図でございます。

当初、ルーター、通信中継機器になりますが。これにつきましては、サーバー側のみに設置をするようにしておりましたが、通信端末装置側は ONU、光回線終端装置から直接、接続するようになっておりましたが、ONU を用いたインターネット接続となることから、今後、中央監視装置をより適正に運用するために、通信端末装置側にもルーターを追加を致しました。

続きまして、7 ページをお開きください。蜷川浄水場の詳細図でございます。

工事施工に伴いまして、再度、現地調査を行ったところ、蜷川浄水場ほか 5 施設の既設流量計の内部に水が流入、滞留をし、機器が劣化していることが判明をし、今後、不具合が生じる可能性が想定されます。

つきましては、配水の正確な計測を行うために、今回、水中型の電磁流量計に交換することと、先ほどご説明をしました通信端末装置側にルーターを追加することにより、請負金額が増額となるものでございます。

以上で、議案第 40 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

続いて、議案第 41 号と 42 号について、まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは議案第 41 号、黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の第 1 回変更契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 29 ページでございます。

参考資料の 8 ページをお開きください。

本工事は、平成 28 年 8 月の黒潮町議会臨時会におきまして請負契約の議決をいただき、現在、飛島・山本特定建設工事共同企業体が施工をしております。

当初の請負金額は、税込金額で 18 億 4,680 万円でございます。

今回の変更につきましては、建設敷地までの電力、水道引き込みに伴う増額および交通誘導員、仮囲い期間短縮による減額によりまして 666 万 7,920 円、0.36 パーセントの増額となり、その請負金額は 18 億 5,346 万 7,920 円となります。

今回の変更内容について、ご説明を致します。参考資料 9 ページをお開きください。

変更箇所 30 カ所の内訳表でございます。

増額となった項目は 22 カ所、金額として 1,415 万 7,400 円でございます。

変更で増額となった大きなものと致しましては、敷地内までの仮設電気設備の引き込み、および仮設給水設

備の引き込みでございます。

電気設備について、敷地内は諸経費の中で計上をしておりましたが、最寄の電力柱から敷地内までの分は発注後の配電ルートの検討としておりましたので、業者との現場協議により、引き込み費用の追加となったものでございます。

また、新庁舎建設予定地周辺には給水設備がなかったことから、敷地までの引き込みが必要となりました。国道 56 号大方改良箇所までは水道管の設置は行っており、そこから敷地内まで、発注後の給水ルートの検討と致しておりました。

いずれも、当初設計では敷地外について計上しておりませんでしたので、発注後に現地協議により配電、給水ルートを決定した結果、増額となったところでございます。

減額となった項目は、8カ所、金額として 795 万 7,400 円でございます。

減額と致しました中で建築敷地境界周りの仮囲いについては、もともと市街地等での建設の場合は仮囲いが必要となりますが、建築敷地外も町有地として買収済みであり、周りには何も建物等ございません。よって、仮囲いは不要と致しました。

また、交通誘導員については、現在、国土交通省が並行して施工を行っております国道 56 号大方改良工事側で交通誘導員を配置しておりますので、本工事分については 8 月末までの分を減額と致しました。

以上、変更理由個所の内容を説明させていただきました。

続きまして、議案第 42 号、町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の第 1 回変更契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 30 ページでございます。

参考資料 10 ページをお開きください。

本工事は、平成 29 年 1 月の黒潮町議会臨時会におきまして請負契約の議決をいただき、現在、株式会社土居建設が施工しております。

当初の請負金額は、税込金額で 1 億 2,228 万 9,480 円でございます。

今回の変更につきましては、岩盤線の変更および防災広場のり面小段排水の追加によりまして 813 万 4,560 円、6.65 パーセントの増額となり、その請負金額は 1 億 3,042 万 4,040 円となります。

今回の変更内容について、ご説明を致します。参考資料 11 ページをお開きください。

全体平面図でございます。赤色で囲んだ所が工事箇所となります。

続きまして、参考資料 12 ページをお開きください。平面図の詳細平面図でございます。

当初、工事施工部分は中央赤色線で囲んだ所でございます。左上の赤色部分が防災広場への残土盛土、そしてり面整形、小段に設置する濃い青色線の排水路を、変更で追加工事を行っているところでございます。

左下に小段排水の詳細図を表示しておりますが、幅 30 センチ、高さ 20 センチのベンチフリュームを延長 143 メーター追加しております。

追加になった理由と致しましては、工事発注当時は 3 号調整池整備工事も同時期に発注をしておまして、防災広場への残土盛土をどの工事で施工していくのか、施工状況を見ながら進めていく必要があり、工事工程の調整により決定することとしておりました。

その結果、3 号調整池整備工事は、町道新庁舎防災広場線および黒潮庁舎線の盛土に利用することとしたので、本工事での残土で盛土およびり面整形、小段への排水工を施工することとなったところでございます。

続きまして、参考資料 13 ページをお開きください。横断図でございます。

ポイントが 12 ページの詳細平面図でも表示させていただいておりますが、ナンバー 12、プラス 15 を表示さ



せていただいております。

この図面での説明は、岩盤線の変更でございます。当初の推定岩盤線を黒色線としておりまして、掘削の結果、赤色線の岩盤線で確認をしております。全ポイントで岩盤線が浅く確認されましたので、岩盤掘削土量が増えたことによる増額となったものでございます。岩盤掘削土量として、約1万立方メートルの増となりました。

岩盤線が浅く確認されたことについてご説明を致します。

当初の推定岩盤線は、ボーリング調査を2カ所、近隣で行っておりまして、その数値による推定岩盤線としておりました。

そのボーリング調査の数値が今回の掘削後の岩盤線と同じ所にございましたが、その岩盤から掘り込んだ所にN値の低い層があったことから、もう一段深い層の岩盤を推定岩盤線としていたところでございます。

しかし、掘削の結果、浅い所でのこの岩盤線として確認を致しましたので、岩盤の掘削土工の増となったものでございます。

以上で、黒潮町新庁舎建設工事および町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続いて議案第43号について、情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは議案第43号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（拳ノ川分団）の物品売買契約の締結について、補足説明をさせていただきます。議案書は31ページ、参考資料は14ページです。

参考資料の14ページをお開きください。

本契約に係る設計金額は1,016万6,000円で、落札価格は940万円、売買率は92.47パーセントとなっております。

この入札の指名業者は町外業者7社でしたが、そのうち1社が辞退しましたので、入札は6社で行われました。

この契約は、黒潮町消防積載車年度別購入計画に基づき、拳ノ川分団の小型動力ポンプ積載車を購入するものでございます。

仕様書は参考資料の15ページからとなっておりますので、ご確認をお願い致します。

購入計画では、車両においては基本的に購入後22年経過時に、ポンプについては不具合が生じた時点、もしくは車両と同様、22年経過時に購入となっており、現車両は平成7年12月に購入しております。

ポンプは平成26年度に購入しており、正常に稼働していることから、今回は積載車のみ購入となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続きまして44号、農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第44号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の32ページをお開きください。

黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の

2 第 6 項の規定により、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、所在地、高知県幡多郡黒潮町藤縄 1198 番地 1、名称は、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸共同施設でございます。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、高知県幡多郡黒潮町入野 2860 番地、名称は株式会社拓新技術コンサルタント、代表者は代表取締役松本英喜、指定する期間は平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、地域産業の振興を図り、地域住民の就労場の確保を目的として、平成 2 年度から平成 4 年度にかけて整備された施設です。

施設整備を行った平成 4 年度以降、平成 28 年 12 月までに 2 つの生産組合が委託契約により、エノキダケとブナシメジをそれぞれ生産し、経営を行っていました。

平成 29 年 3 月議会定例会において、当条例の全部改正を行った後、利用者の募集説明会を開催すべく町内への周知、その後、施設の管理運営を指定管理者に行わせるための募集を行いました。その結果、株式会社拓新技術コンサルタントから申請がありました。

株式会社拓新技術コンサルタントは、測量ならびに設計業務の事業を営んでいる一方で、農業に関連する業務として平成 24 年から現在まで、主に菌床シイタケの栽培および販売を行っております。

黒潮町加持の約 1,000 平方メートルのビニールハウスで栽培を行っており、年間菌床数は約 3 万 6,000 個で経営をし、現在の従業員数は、正規職員 3 名、臨時職員 3 名の、合計 6 名を雇用しております。そのうち、正規職員 2 名以外の 4 名は町内雇用を行っております。

指定管理後の経営計画は、施設の有効活用により菌床シイタケの栽培を行う計画です。菌床数を増加し経営規模の拡大を図るとともに、現在のハウス内での栽培から仕切りのある部屋での栽培となるため、栽培工程ごとの温度管理ができることから、生産性の向上を図ることで売上向上を目指していく計画です。

また、雇用体制も現在の 6 名体制から、正規職員 5 名、臨時職員 5 名の、合計 10 名の雇用を計画しております。なお、地元雇用に努めていただけることを確認しております。

このことにより、これまで培ってきた栽培技術をさらに発展させ、地域産業の振興に貢献していただけることが期待できます。

以上、これらを黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として株式会社拓新技術コンサルタントを選定致しましたので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続きまして議案第 45 号について、住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは私の方から、議案第 45 号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、補足説明を致します。議案書は、33 ページと 34 ページをご参照ください。

本議案につきましては、新庁舎への移転に伴い、これまで本庁舎で行ってきました行政サービスについて周辺地域住民の方々の利便性の低下を防ぐために、黒潮町の事務の一部であります、戸籍または除籍の諸証明、および住民票の写し、ならびに印鑑登録証明書の交付を、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づき、大方郵便局において黒潮町の事務の一部を取り扱っていただくための指定について、議会の議決を求めるものであります。

その指定の内容につきましては、議案書 34 ページのとおりであります。来年の 1 月 4 日から戸籍または除

籍の諸証明、および住民票の写し、ならびに印鑑登録証明書が大方郵便局でも受け取ることができるようにするために、日本郵便株式会社と協定を結ぶこととなります。

その住民票などの交付事務の処理の方法につきましては、ファクシミリ装置により行うこととし、取り扱いに関する経費につきましては黒潮町が負担するものであります。

なお、平成17年4月1日から上川口郵便局で、そして平成19年6月1日から荷稻郵便局で、既に交付事務を行っておりまして、事務処理に関しまして問題なく、地域の皆さまにご利用をいただいております。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

続いて、議案第46号、47号について、総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは議案第46号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をさせていただきます。議案書は35ページにあり、現行計画案は黒潮町過疎地域自立促進計画として、別閉じとなっております。

また、参考資料の20ページには、黒潮町過疎地域自立促進計画参考資料、および、31ページからは内容変更対照表がありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

今回、提案をさせていただきます黒潮町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定などに定めるとおり、議会の議決が必要となることから提案させていただくものとなりますが、議会の議決を要する条件は、各政策区分の概算事業費の合計額のおおむね2割を超える変更であって、なおかつ、計画書本文の修正を伴うものなどと定義されており、大幅な事業量の増減が対象となるものです。

参考資料を基に説明させていただきますので、参考資料の20ページからの黒潮町過疎地域自立促進事業参考資料をご覧くださいと思います。

先ほど説明させていただきました、大幅な事業量の増減に該当する事業につきましては、24ページのカッコ6、電気通信施設等情報化のための施設の中の、防災拠点および観光拠点向け公共Wi-Fi導入事業の概算事業費6,000万円、公共用ネットワーク設備改修事業の5,100万円が該当するとともに、26ページ上段のカッコ1、高齢者施設の事業である錦野老人憩の家耐震事業の1,350万3,000円の3つの事業を追加することが、大幅な事業量の増減に該当するものとなります。

また、28ページの6、教育の振興、および30ページの8、集落整備の政策区分につきましても、合計額が2割を超えた増減に該当することとなります。

併せまして、31ページからの変更内容対照表の40ページで、カッコの6番、公共施設等総合管理計画との整合の項目を追加して、黒潮町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、公共施設等で管理する基本方針など、施設の管理などについての方針を定めることとしております。

同様に、各政策区分につきましても、公共施設等総合管理計画との整合の項目を追加しまして、当該政策区分にかかわる施設の管理方針などを定めることとしております。

その他の変更につきましては、国勢調査などの最新のデータを記載したりすることで内容を更新を行ったり、文言や文章を追記することなどにより、その目的や方針などの追加を行う変更案となっております。

誠に簡単ではありますが、以上で補足説明とさせていただきますが、新規の追加事業および事業費の変更を伴う事業につきましては、今年度、過疎対策事業債の充当を予定しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で議案46号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

先ほど、46、47号と申しましたが、47号は別の課長です。

47号について、税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは議案第47号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、補足説明をさせていただきます。議案書は36ページ、また、参考資料は60ページをお開きください。

改正理由は、地方自治法第286条第1項の規定により、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、地方自治法の規定に基づく市町村税等以外の債券、およびその付帯する債券に関する事務を追加するもので、これに伴い、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

それでは、参考資料の新旧対照表でご説明を致します。

第3条の5項の改正は、現在、幡多広域市町村圏事務組合の幡多租税債権管理機構に委託をしています市町村税、これは住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、および個人県民税ですが。および、その付帯する債券、督促手数料、延滞金等になりますが。この滞納事案に、市町村税以外の債券、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、およびこの付帯する債券の滞納事案のうち、市町村長との協議により同組合が処理することとなった事案に係る税外債券の滞納整理も委託することができるとするものです。

なお、施行日は平成30年4月1日とするものです。

以上で議案47号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11時 44分